

議案第 83 号

三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 13 年 12 月 18 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 13 年 12 月 21 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する
条例

三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例（平成 7 年三朝町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 略 (資産等報告書等の作成)	第 1 条 略 (資産等報告書等の作成)
第 2 条 町長は、その任期開始の日（再 選挙により町長となった者にあつては その選挙の期日とし、公職選挙法（昭 和 25 年法律第 100 号）第 259 条 の 2 の規定の適用がある者にあつては	第 2 条 町長は、その任期開始の日（再 選挙により町長となった者にあつては その選挙の期日とし、公職選挙法（昭 和 25 年法律第 100 号）第 259 条 の 2 の規定の適用がある者にあつては

当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。 ）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数） (7)～(10) 略 2 略 第3条以下 略	当該者の退職の申立てがあったことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。 ）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額） (7)～(10) 略 2 略 第3条以下 略
--	--

附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
-------------------------------------	--